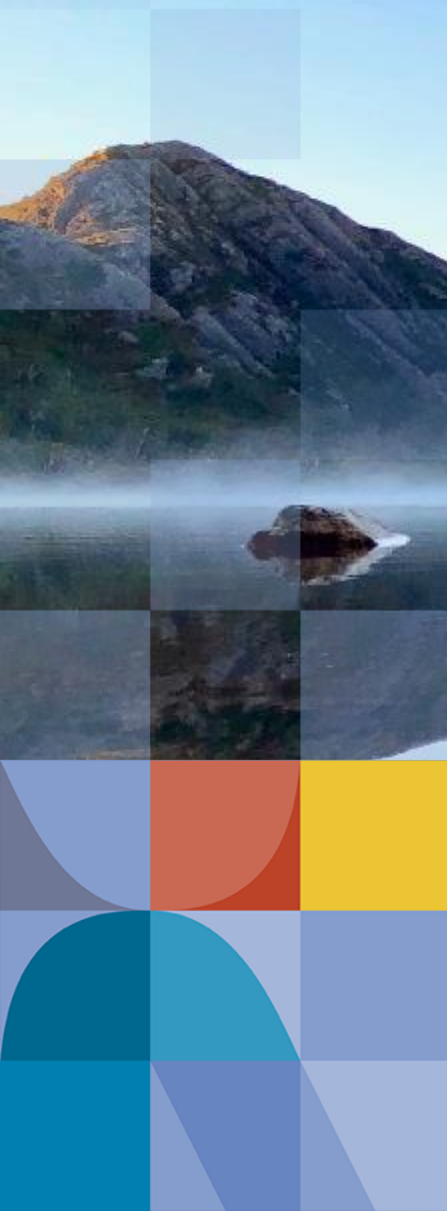




事務局資料
2021年6月8日
NTTデータ経営研究所

水産分野におけるデータ利活用のための 環境整備に係る有識者協議会の 実施方針

本年度の水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会の実施方針

本年度の水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会の実施方針

- 今年度の「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る識者協議会」（以下協議会）の実施について、ガイドラインに関する検討と、標準化に関する検討は分けて開催する方針とする。（可能であれば連続で行うことで、共通する構成員の負担を減少する等の対応を想定する）
- 第1回の協議会については、方針確定などもあるので、昨年度同様、合同で実施する。
- 構成員については、基本的には今年度も引き続き、昨年度の構成員にご就任頂くよう依頼する。但し2つに分けて実施する観点から、各協議会のメンバーについては、必要により調整する。
- 実施スケジュールは以下のものを想定する。

協議会の開催予定（案）

	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ガイドライン検討		●※		●		●		●		●	
標準化検討		●※			●			●		●	

※合同開催を想定

検討体制

構成員

◎は主査 五十音順

- ◎宮下 和士
- 北海道大学 教授
- 大友 俊一
- 株式会社SJC 常務取締役
- 小林 憲一
- 静岡県水産・海洋技術研究所 資源海洋科長
- 寺澤 幸裕
- モリソン・フォースター法律事務所 弁護士
- 三浦 秀樹
- 全国漁業協同組合連合会 常務理事

オブザーバ

- 内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室
- 農林水産省・水産庁内関係部局（知的財産課等）
- 国立研究開発法人 水産研究・教育機構（J V関係者）
- 一般社団法人 漁業情報サービスセンター（J V関係者）
- 日本事務器株式会社（J V関係者）
- 公立はこだて未来大学（J V関係者）
- 富山市（J V関係者）
- 株式会社エイム（J V関係者）

※オブザーバについては必要に応じてメンバーの追加を行う

事務局

株式会社NTTデータ経営研究所

今年度のガイドライン策定に向けての 作業方針

今年度のガイドライン策定に向けての作業方針

今年度のガイドライン策定に向けての作業方針

- ガイドラインについては、昨年度策定した骨子案を踏まえて、ガイドライン案を作成の上、パブリックコメントを経て、公表版の作成を行う。
- パブリックコメント実施を1月～2月に実施する方針**とし、そのためガイドライン案については年末から年初までに確定することを想定する。
- 今年度は骨子を踏まえて、以下の対応を行う
 - **養殖に関する部分についての内容を組み込む**
 - **実証団体等、現場や関係者に対するヒアリングを実施し、意見を収集する**
- B版を作成した段階で、想定する利用者に対する意見収集などを行い、実務により則しうる内容とすることを想定する。

ガイドライン策定に向けての作業スケジュール（案）

	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
協議会		●※		●		●		●		●	
作業マイルストーン		←関係者ヒアリング等→				B版の作成	←関係者確認→	パブコメ案の作成		公表版の作成	
									←パブコメ実施→		

今年度のガイドライン策定に向けての作業方針（ガイドライン骨子案）

- 昨年度の検討では、産地で生じたデータを活用する場合に生じる知財的な処理への対応と漁業者の個人情報保護の要請対応について、水産分野の特徴を踏まえた形で整理することを想定し、骨子案を整理した。
- 上記以外に、**漁業者等や漁業協同組合、産地市場などにより創出されたデータが、流通などにおいて活用されるケースにおける対応などについても、法律上の要請も含め整理を行う。**
- **養殖については、データの提供関係が、海面漁業とは異なることが想定されることから、必要に応じてデータ提供関係の整理を加えて検討する。**

今年度のガイドライン策定に向けての作業方針（ガイドライン骨子案）

ガイドライン骨子構成

第1. 総論	第3. 水産分野におけるデータ利用関係の特徴	第4. 水産分野におけるデータ保護に必要な利用ルールのポイント
1 水産分野でのデータ利活用の意義	1 一般的なデータ利用関係とその対応	1 モデル契約書の提示方針
2 水産分野での利活用促進のための利用ルールの必要性	2 水産分野で取り扱われるデータとその利用場面	(1) モデル契約書のポイント
3 本ガイドラインにおける対象	(1) 水産分野で取り扱われるデータの内容	(2) タームシート（契約書の概要を示したもの）の添付
第2. 水産分野のデータ提供関係における基本的事項	(2) 水産分野でのデータの利用場面	2 個人情報関係
1 水産分野におけるデータ利用関係に基づく取決めの目的	3 水産分野におけるデータの特徴	3 データ提供関係
2 水産分野のデータ提供関係における当事者関係の整理	(1) 漁業に係るノウハウの多くが法律上権利化されていない	第5. データ提供に必要な雛形等
3 水産分野における当事者と提供データの流れの整理	(2) 漁業者の多くが個人であるため、活用されるデータの内容や状況によっては、個人情報となる場合がある	第6. ユースケースの掲載
4 各場面におけるデータ提供関係の特徴と留意点	(3) 漁業協同組合を経由してデータ提供がなされるケースが多い	
(1) 漁協・産地市場へのデータ提供・創出	(4) 漁業者・漁協にクローズドな利用関係が多い	
(2) 委託のための提供	(5) 漁業政策上用いられるデータの要請が大きい	
(3) 提供先での独自利用のための提供	4 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針	
(4) 提供先での独自利用のための提供（再提供）	(1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール	
(5) 漁業者からの独自提供	(2) 他のガイドラインを踏まえた水産分野における利用関係に関するルール	

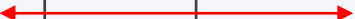
今年度の標準化に向けての 作業方針

今年度の標準化に向けての作業方針

今年度の標準化に向けての作業方針

- 標準については、コードの検討自体は、**ネットワーク事業の成果も取り込みつつ、整理する方針**。そのうえでTAC,frescoを標準とする**場合の課題を抽出し、対応を検討**する。
- 昨年度の検討結果では、資源評価を目的とした標準化を行う方針としたが、併せて**行政が保有するデータの「二次利用」など、データ提供場面を意識して標準化を行う必要がある**とした。この観点から、提供場面と標準化の必要性についての整理も実施する。
- 標準化の対象とするデータについては、産地市場で創出されるデータを想定するが、利用場面については産地から消費地、ベンダーによるサービス提供、研究機関での利用、行政機関での利用を想定し、これらを見据えた検討を行う。
- スマート水産業という観点から見ると、**養殖におけるデータの標準化ニーズは潜在的に高い**ことが想定される。この部分について特にスマート水産業に関連するベンダーや研究機関等に対するヒアリングを行い、その成果を反映する。
- 標準化の成果としてのレベル感については、水産庁様などと確認して決定する。

標準に向けての作業スケジュール（案）

	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
協議会		●※			●			●		●	
作業マイルストーン		 ベンダー等ヒアリング等			標準化対象（データ項目）の合意	 関係者確認		標準化対象（データ項目内の内容）についての合意		今年度成果の策定	

標準化データの利用が想定される場面例

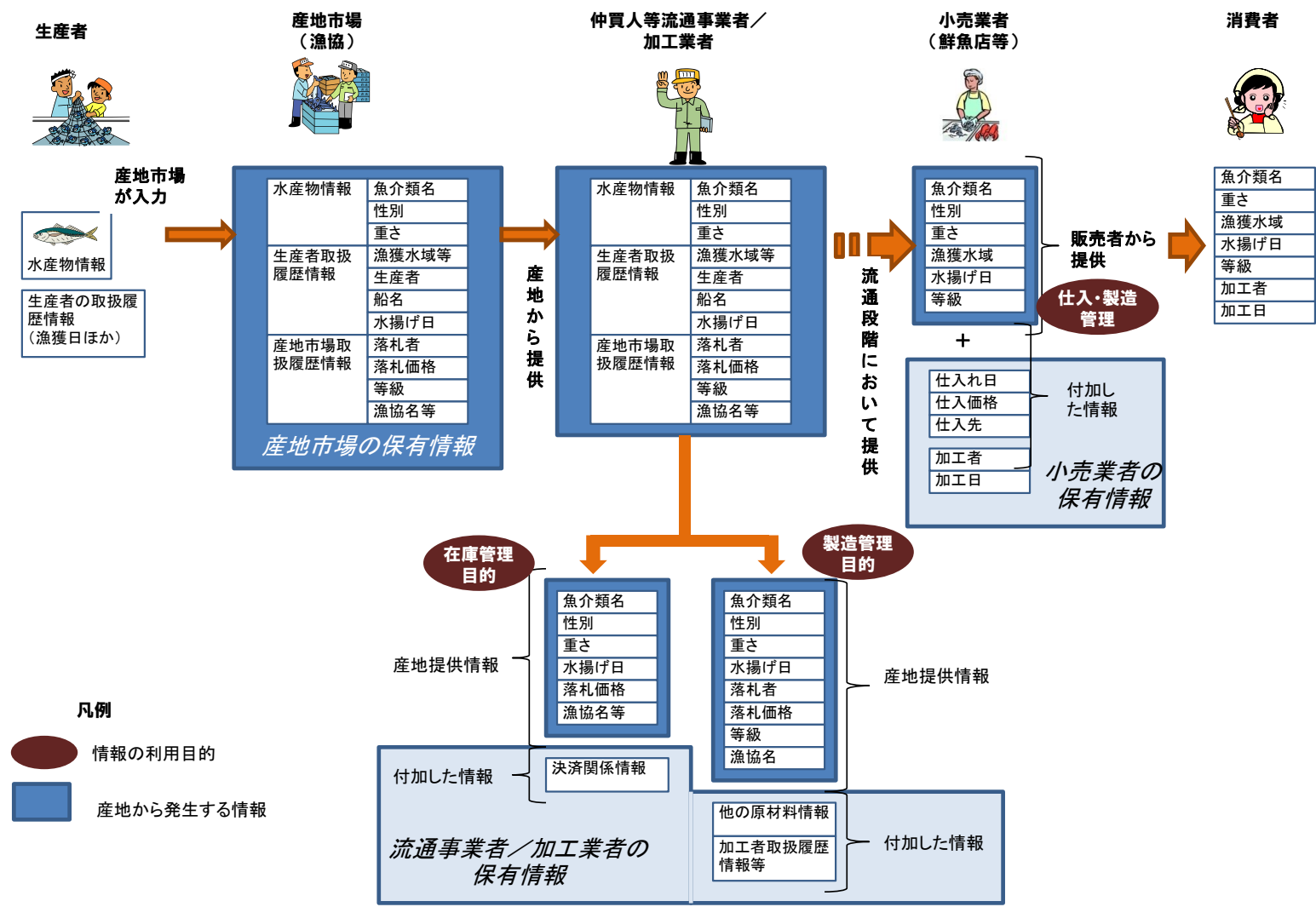
標準化データの利用場面について、具体的に想定される例を以下に示す。

一つは、現在取り組みが行われている取組例を2例示す。

また、昨年度の成果を踏まえて、産地から研究機関、行政機関、民間事業者などを経由してデータが提供される場合の場面の整理についても示す。

標準化データの利用が想定される場面例

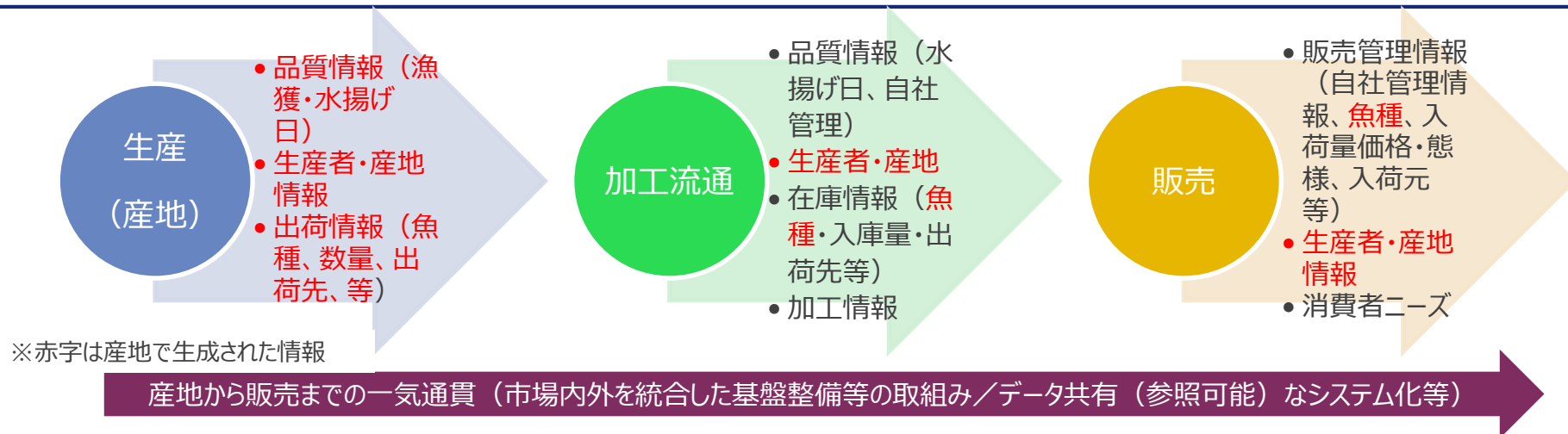
産地市場から創出されたデータの利用先として、研究機関、行政機関や、民間事業者におけるサービス・システム開発利用等以外に、柳津の場面における利活用も想定される。この場合の産地市場から創出されたデータの利活用イメージを以下に示す。



出所：「水産物情報等の提供及び二次利用ガイド」P 8 よりNTTデータ経営研究所作成

標準化データの利用が想定される場面例

「水産業の明日を拓く スマート水産業研究会」では、産地で創出された情報を流通段階等においても利用するための取組例が紹介されている。このような取り組みでは、産地情報を活用したバリューチェーンの構築が進められている。



【実現の課題】

- 生産性向上のために共有が必要な情報の整理
生産～流通・加工～販売の各段階において関係者が必要とする情報の把握（漁獲位置、水温、魚舱内の温度管理、魚種別の漁獲量・魚体組成、販売単価、出荷時の魚体温、小売り段階の評価、等々）
- 各段階における情報のデジタル化
- 情報管理体制の整理
秘匿情報の保護、情報共有の意義・効果、共有情報の正確性と責任に関する共通認識の確保
- 各段階のニーズに応じたインプットフォームとアウトプットフォームの構築

流通に用いるコードの標準化もデータ流通の促進に寄与する

出所：「水産業の明日を拓く スマート水産業研究会」資料を参考にNTTデータ経営研究所作成

標準化データの利用が想定される場面例

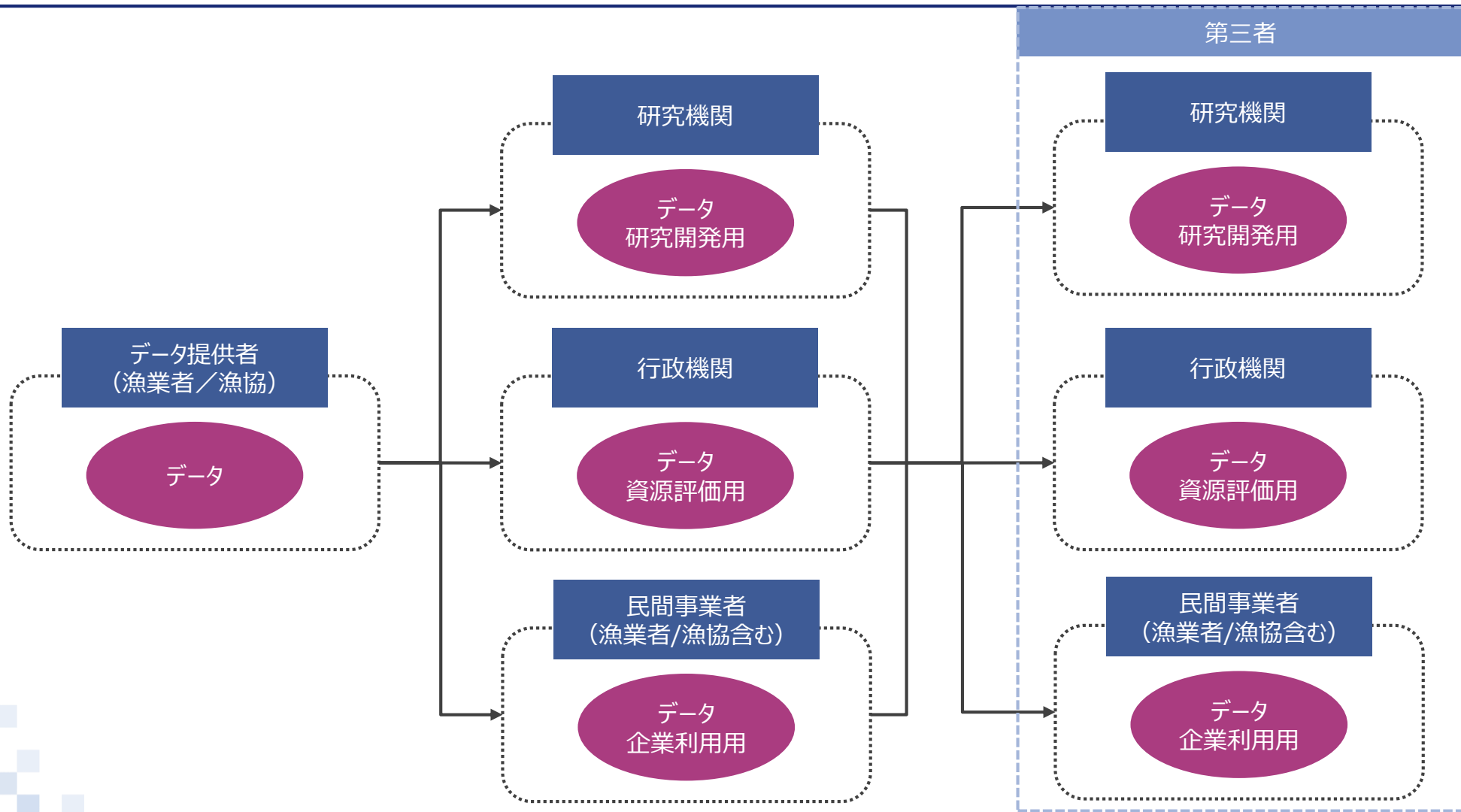
「水産業の明日を拓く スマート水産業研究会」で照会された取組例の概要は以下の通りである。

	取組概要	課題
A団体	- 産地データを流通段階で利用できることを想定したシステムを構築 - 特に生産段階から流通段階までの品質情報等の連携を行うことにより、品質管理の高度化を図る。 - 産地情報は、漁獲中の漁船からのデータ、産地市場におけるデータなどが入力される。 - また消費市場における市況情報なども入力され、これを産地で活用できる。 - 利用者は、生産者、産地関係者や、消費地関係者のほか、流通事業者、研究機関、ベンダーなどが含まれる。	- 共有すべき情報の整理(関係者の認識のすり合わせ) - 情報管理体制・セキュリティ - 利用のためのプラットフォーム構築 - 費用負担等、ランニングに関する対応の整理
B企業	- 市場流通と市場外流通の一体的運用を可能とするインフラの構築を推進 - 水産物の流通に必要な機能の集積、最適立地化、ITによる一元管理・ネットワーク化、現場作業の標準化を通じて流通の効率化などを目的とした基盤構築の取り組みを推進 - 流通事業者であるB社のほか、産地や物流事業者、小売り事業者、金融機関等との情報連携を行い、EDIの一元化を進めている。	- 利用料金に関する認識の普及（従量課金ではない体系の構築） - 同業他社との競争と協調の確立

出所：「水産業の明日を拓く スマート水産業研究会」資料を参考にNTTデータ経営研究所作成

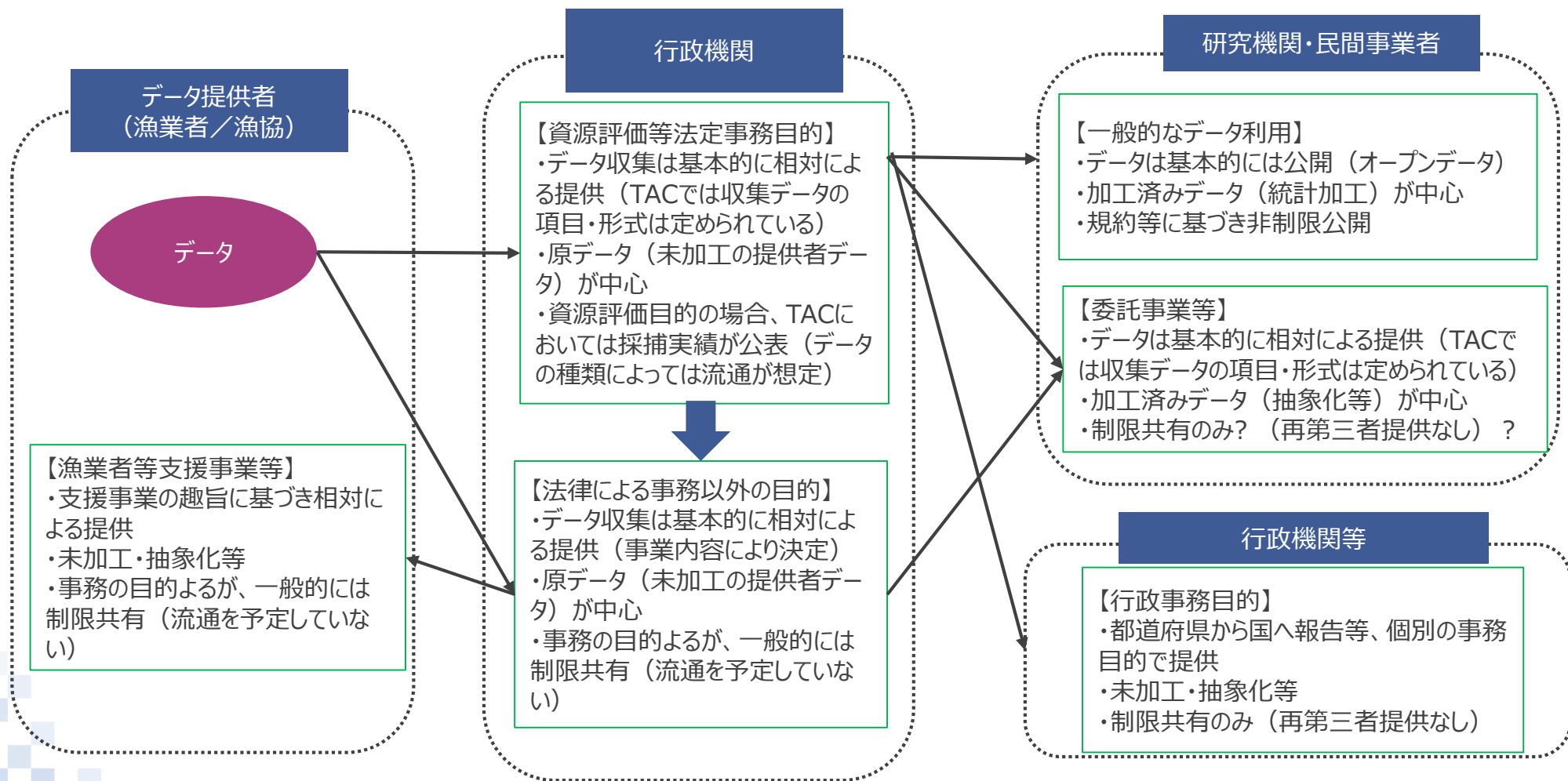
標準化データの利用が想定される場面例（利用場面の整理）

昨年度の整理として、データ提供の場面としては、下図のとおり、データ提供者から研究機関、行政機関、民間事業者を通じてさらにデータの利用が行われることが想定される。



標準化データの利用が想定される場面例（利用場面の整理）

- ◆ 特に標準化が求められる場面を特定し、標準化対象となる項目を絞り込むために、産地から提供される際の、提供先でのデータ形式の決め方や、データ流通の想定の要否などを整理する。
- ◆ 例えば、行政機関に提供された場合のデータ提供についての整理例を以下に示す。同様に、各ケースについて整理する。



標準化作業における項目等の状況

標準化作業を進めるに際して、各項目に関する整理状況を以下に示す。

ネットワーク事業成果、TACコード等におけるコードの下乗と標準化の課題

